

これまでの検討を踏まえた措置の方向性について（案）

1. 取引実態全般の状況について

- (1) クレジットカード利用が盛んな国・地域を中心に、クレジットカード取引を扱う事業者の機能が、消費者に利用枠を供与するイシューア―と、加盟店におけるカード利用環境を提供するアクワイアラーに分化（オフアス化）する傾向にある。
- 我が国でも同様の傾向が見られ、従前、一つのカード会社がイシューア―とアクワイアラーいずれの機能も果たすことが一般的であったが、イシューア―とアクワイアラーが異なるオフアス取引が一般化し、アクワイアラー専門業者も増加しつつある。
- (2) 割賦販売法は、当初、消費者・加盟店・カード会社の3者間（オンアス）取引を前提に整備された経緯があり、アクワイアラーについて開業規制や行為規制（番号情報保護を除く）を置いていないが、専門業者を含め、アクワイアラーは適正な取引環境維持に自主的に取組んできたとされる。
- (3) 平成20年改正以後、クレジットカード取引に係る相談・苦情が増加傾向であることが指摘されている。この相談・苦情の内容を検討するに、消費者保護の観点から問題あるとはいえない事案も含まれており、事業者の取引に問題がある事案についても加盟店の取引に起因するものが大半で、クレジットカード取引がトラブルを生じさせているとはいえない。ただし、近年PSPが増加しており、その中には海外アクワイアラーに取引を取り次ぐ者もあること等を背景として、従前の「自主的な取組」のみでは取引環境の適正化を図ることが難しくなりつつあることが窺われる。

2. 制度的な措置の要否に係る考え方について

- (1) 1. の状況を踏まえると、消費者保護の観点から問題を生じているのは、クレジットカード利用環境を提供しているイシューア―やアクワイアラーというよりは、カード利用が可能な加盟店であり、この観点からはまず、悪質な加盟店の是正が必要である。
- (2) 他方、近年の国内総生産・民間最終消費支出が横ばい傾向となるなか、クレジットカードの取扱高は堅調な拡大を継続している。政府としても、キャッシュレス取引の拡大に取り組んでいる¹ところ、「自主的な取組」を行わない者が増加し取引環境の適正化が機能しない状況が顕在化すれば、クレジットカード取引の安全な利用環境維持や健全な競争に深刻な悪影響を生じかねない。
- (3) 「割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止

¹「日本再興戦略」改訂2014―未来への挑戦―（平成26年6月24日閣議決定）

（中略）に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与する」という割賦販売法の目的にも鑑み、取引実態に整合的で、クレジットカード取引システムの健全な発展に寄与し、クレジットカード取引を利用する全ての消費者の利益保護に資する制度のあり方という観点からも、具体的な措置のあり方を検討することが必要である。

3. 具体的な措置について

以上を踏まえ、以下のような制度的・実務的な措置を講ずることとしてはどうか。

3. 1. アクワイアラー等について

クレジットカード取引の健全な発展に向けた制度的な基盤の整備という観点にも配慮し、これまで御議論頂いた、アクワイアラーへの登録制、PSPへの任意登録制の導入を軸とする制度改正を行い、これらの者に、イシューアから情報連携を受けることを含め、加盟店調査等を適切に実施する体制を整備させることとする。

アクワイアラーをどう定義するか等、更なる詳細は、政府内における具体的な法案の作成等において、検討を継続する。

また、消費者からの相談・苦情情報は、通常、アクワイアラー等に直接寄せられないことを踏まえ、加盟店調査の実効性向上のため、いわゆる加盟店情報交換制度に収載される相談・苦情情報を充実させることとする。

3. 2. 国際ブランドについて

国際ブランドに対しては、主に海外アクワイアラー経由の取引について、無登録の海外アクワイアラー・PSPの是正や違法な取引を行う加盟店の排除等に向けた実務的な協力を求める。こうした実務的な協力が期待できることを踏まえ、国際ブランドへの制度的な措置については、今後、国際ブランドの更なる実態把握を継続し、海外アクワイアラー経由の取引に関するトラブルの発生状況等を注視した上で、必要に応じ、将来の検討課題とする。

3. 3. イシューアについて

現行、イシューアについては、包括信用購入あつせんに係る規定の適用を受ける。オファス取引の一般化に対応した制度見直しとして、これらの規定を、加盟店との取引に係るもの、カード利用者との取引に係るもの、それぞれに整理し、前者についてはアクワイアラー等に係る規定、後者についてはイシューアに係る規定として新たに措置する。

マンスリークリア取引に係る抗弁の接続や苦情処理義務については、各イシューアが、①マンスリークリア取引に係る相談・苦情も含め、法令・会員規約を原則としつつ、消費者保護を強化する方向に原則を緩和して柔軟に対応している事情及び②アクワイアラー等に加盟店調査に係る体制を整備させることに伴いイシューアによる相談・苦情対応の実効性向上が期待できることを踏まえ、制度的な措置については、必要に応じ、将来の検討課題とする。

3. 4. セキュリティ対策について

個人情報の保護に関する法律の改正案に係る、今後の検討において、現行、単体では個人情報保護法の適用対象とされていないクレジットカード番号等が適用対象とされる可能性がある。クレジットカード番号等が単体として個人情報とされる場合、クレジットカード番号等を保有する全ての事業者、クレジットカード番号等を含む個人情報の安全管理措置等を講じることが求められる。この安全管理措置について、割賦販売法において重ねて求める必要はない。他方、現行の割賦販売法は、クレジットカード番号等の適切な管理を主な目的の一つとし、この「適切な管理」には、番号漏えい時の不正使用防止も含んでいる。この不正使用防止対策については、割賦販売法により、クレジットカード取引を事業とする者に求めることが必要。

そこで、個人情報保護法に関する今後の検討状況に応じ、以下の措置を講じる。また、制度的にいずれの措置を講ずる場合にあって、カード番号情報等の保護及びカードの偽造対策や非対面取引における本人確認といった不正利用対策の具体的・実効的な取組の方向性やその推進については、クレジット取引セキュリティ対策協議会において取組を継続する。

3. 4. 1. 個人情報の保護に関する法律の適用対象となる場合

PSPに割賦販売法による安全管理措置を求める。個人情報の保護に関する法律での措置に伴い、現行法上、クレジットカード等購入あつせん業者（イシューアー）及び立替払取次業者（アクワイアラー）に課されている、加盟店及び加盟店の委託先への指導義務を削除する。

3. 4. 2. 個人情報の保護に関する法律の適用対象とならない場合

PSPに割賦販売法による安全管理措置を求める。また、加盟店、加盟店の委託先等全てのクレジットカード番号等保有業者に割賦販売法による安全管理に係る努力義務を措置する。これに伴い、クレジットカード等購入あつせん業者及び立替払取次業者に課された、加盟店及び加盟店の委託先への指導義務を削除する。

3. 5. その他について

- (1) 個別信用購入あつせんにおける規制対象の見直しの要否については、銀行業界から、割賦販売法の規定を遵守する負担が重く、提携ローンの提供を困難にしているとの指摘があった。しかしながら、中小企業を含めた登録個別信用購入あつせん業者が、法の規定を遵守しているなか、銀行等について法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性があるとまでは言えない。

このため、まずは具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施していくこととする。その上で、かかる取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討することとする。

- (2) 取引の電子化に対応するための技術的事項については、現段階では、新たな措置を講じる具体的な必要性があるとまではいえないため、措置は見送る。(今後の取引実態、他法令における電子化の取扱いの見直し動向等を注視し、必要に応じ、検討課題とする。)
- (3) 割賦販売法における措置の検討を踏まえ、海外を含む加盟店適正化に向けた官民における対応の端緒とする等の観点から、特定商取引に関する法律においても、通信販売における販売事業者等の表示を充実させる等の対応が望まれる。
- (4) 特定商取引に関する法律の見直しに係る検討において、割賦販売法でも同様の考え方をとるべき事項について、見直しを行うこととされた場合等、必要に応じ、割賦販売法についても見直しを行う。

以上